

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人IXファウンデーション（以下「当法人」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し、個人情報の適正な収集、利用及び管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、この法人が業務上取り扱うすべての個人情報に適用する。

第2章 管理体制

(責任者)

第3条 この法人に個人情報保護管理者を置き、個人情報の適正な取扱いを統括させる。

(職員等の責務)

第4条 この法人の理事、監事、職員及び業務委託先（以下「職員等」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

第3章 取得・利用・提供

(取得)

第5条 個人情報は、適正かつ公正な手段により取得し、本人の同意を得て収集するものとする。

(利用目的)

第6条 この法人は、取得した個人情報を、奨学金の選定及び支給、並びに事業遂行に必要な範囲内で利用する。

(第三者提供の制限)

第7条 この法人は、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供してはならない。

第4章 管理・保護措置

(安全管理措置)

第8条 この法人は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずる。

(委託先の監督)

第9条 この法人は、個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先に対し必要かつ適切な監督を行う。

(保管期間)

第10条 個人情報の保管期間は、事業終了後5年間とし、期間経過後は速やかに廃棄又は消去する。

第5章 開示・訂正・利用停止

(開示等の請求)

第11条 本人から自己の個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求があった場合には、速やかに対応する。

(苦情処理)

第12条 この法人は、個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応する。

第6章 補 則

(教育及び監査)

第13条 この法人は、職員等に対し個人情報保護のための教育及び監査を定期的に行う。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、2026年1月19日から施行する。(2026年1月19日理事会決議)